

# 令和8年度 茨木市地域密着型サービス事業者募集概要

## 1 募集について

第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス施設の整備を行う事業者を募集します。

## 2 事業者選定の流れ

時期	開設事業者	茨木市
令和8年 5月7日～6月30日	「応募申請書」の提出	申請書受付後、面談日時を調整します。
令和8年5月19日	説明会への出席（任意）	令和8年度の整備計画について説明します。
令和8年7月以降	・「事業者面談票」等提出 ・面談スケジュール調整 ・面談	消防、建築関係部署等との調整
令和8年8月以降	事業者の決定 (複数の事業者が競合した場合は、茨木市地域包括支援センター運営協議会選定部会における、各事業者からのプレゼンテーション等の審査を経て、事業者を決定します。)	

※事業者面談以降のスケジュールは一例であり、応募状況によって日程は前後します。

## 3 応募申請書の受付

(1) 受付期間：令和8年5月7日（木）～6月30日（火）

午前9時～午後5時（土日祝除く）

(2) 受付場所：茨木市役所 本館2階14番窓口 介護保険課 管理グループ

(3) 提出書類：応募申請書

※提出方法は、窓口・郵送のほか、電子メールでも可としますが、郵送・電子メールでの提出の場合は、必ず電話にて申請書を提出した旨をご連絡ください。

※面談日時は後日調整します（対面またはオンラインで実施）。

面談日までに「事業者面談票」及び添付書類（図面・スケジュール等）をご用意いただきます。詳細は担当から個別に連絡します。

※面談の際には、必ず実際の運営を行う担当者及び設計担当者が出席してください。

## 4 問い合わせ先

茨木市福祉部介護保険課 管理グループ

電話：072-620-1639

Mail：kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp

# 令和8年度茨木市地域密着型サービス事業者募集要項

## 1 募集内容

	9期整備計画					
	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む)	1		1		2※	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) 【1ユニット=9人、3ユニットまで】	2	54	1	27	4※	108※
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特養・ミニ特)	1	29	-	-	-	-

※令和7年度公募までの未整備数を令和8年度計画数に上乗せしています。

※グループホームの募集定員は、1施設あたり9人×3ユニット=27人が上限です。

## 2 応募要件

(1) 次の①～⑦のいずれかに該当する法人であること。

- ① 社会福祉法人
- ② 医療法人
- ③ 特定非営利活動法人
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合
- ⑥ 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社（特定有限会社を含む）、合名会社、合資会社及び合同会社

※ただし地域密着型特養は①社会福祉法人のみ

(2) 暴力団等反社会的勢力、団体でないこと。また、暴力団等反社会的勢力等との交際など社会的に非難される関係にない、又は関係が疑われていない事業者であること。

(3) 長期的に適正で安定した事業運営が可能であること。

(4) 介護保険法等に規定する指定の要件、基準等を満たす計画であること。

(5) 施設整備に関する各法令を順守した計画であること。

※事業者の責任において関係課等に相談・確認を行ってください。

(6) 地域の拠点となる複合型介護施設の計画は、優先して採択します。

## 3 その他

- ・ 事後に書類等の重大な不備及び虚偽があったと認められるとき、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められるとき等は、協議等手続を中止します。
- ・ 各年度の選定結果は市ホームページで公表します。（サービスの種類、事業者名、施設所在地等）

- ・ サテライト型施設での申し込みも可としますが、法令等で定める施設の運営基準に沿ったものであることが前提です。
- ・ 地域密着型サービス事業者の指定は、本公募による事業者の選定後、別途福祉指導監査課にて行います。
- ・ 本公募において、市街化調整区域での開発行為や農地転用を前提とした計画は認めません。
- ・ 本要項に定めのないものは、別に市長が定めます。

## 地域密着型サービス施設の整備に関する補助金について

### 1 補助対象事業

府の補助金を活用し、以下の事業に対して補助金を支出します。

- (1) 地域密着型サービス等整備補助事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

### 2 補助対象施設と配分基礎単価（大阪府要綱（令和7年10月9日公布）から抜粋）

#### (1) 地域密着型サービス等整備補助事業

- ◆ 小規模多機能型居宅介護事業所：41,500千円×施設数  
※看護小規模多機能型居宅介護を含む
- ◆ 認知症高齢者グループホーム：41,500千円×施設数

#### (2) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

- ◆ 小規模多機能型居宅介護事業所：1,036千円×定員数  
※看護小規模多機能型居宅介護を含む  
※定員数は、小規模多機能型居宅介護事業所にあたっては宿泊定員数
- ◆ 認知症高齢者グループホーム：1,036千円×定員数

### 3 補助対象事業について

#### (1) 地域密着型サービス等整備補助事業

- ◆ 新たに施設等を整備することへの補助
- ◆ 土地の買収、聖地に要する費用、設備整備にかかる経費は対象外
- ◆ いわゆる“建て貸し”方式で施設を整備する場合は補助対象外

#### (2) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

- ◆ 対象経費：開設前6月間の次に掲げる経費
  - ア 施設開設を目的に設置した開設準備室等に要する経費
  - イ 開設前の看護・介護職員等の雇上げ経費（最大6月間の訓練等の期間）
  - ウ 開設のための普及啓発経費
    - （ア）地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催
    - （イ）利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介
  - エ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
  - オ 開設の周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等のPR経費）
  - カ 施設開設準備事務経費（経営コンサルティング（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等）に要する経費）
  - キ その他施設開設の準備に要する経費

その他条件等は、大阪府要綱および本市要綱のほか、次頁「補助金を活用した施設整備を行う場合の注意点も」ご確認ください。

## 補助金を活用した施設整備を行う場合の注意点

「茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱」に基づき、大阪府の補助金を活用することで、施設整備に対する補助を行います。

### 【注意点】

- (1) 補助金に関する手続きは事業者決定後に進めますが、補助金を活用した施設整備を検討されている場合は、あらかじめ金額等にご留意ください。
- (2) 補助金の申請は市が窓口となり、大阪府へ申請します。書類の提出期限を過ぎますと補助金が支出できなくなる場合もありますので、市の指定する提出期限は厳守してください。
- (3) 書類の提出前には、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。不明点がありましたら、記入前に市の担当までご確認ください。
- (4) 書類の作成は、事業者が責任をもって行ってください。
- (5) 補助金を活用して整備した施設等について、その後事業を休廃止した場合は、補助金の返還を求める場合もあります。(詳細は以下のとおり)
- (6) 補助金額は変更される場合もあります。
- (7) 補助対象経費は、交付決定後に発生したものに限りです。(人件費については交付決定後の日割り算出が必要です)
- (8) その他、市要綱の定めや、交付決定時に付する条件を順守してください。

(「茨木市介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱」から一部抜粋)

(財産処分の制限等)

第20 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

## 日常生活圏域・小学校・町名対照表

日常生活圏域	小学校区	町名
①北圏域	清溪小	大字泉原、大字佐保、大字千提寺
	忍頂寺小	大字大岩、大字安元、大字忍頂寺、大字車作、大字清阪、大字長谷、大字銭原、大字上音羽、大字下音羽
	安威小	南安威一丁目・三丁目、南安威二丁目6番、西安威一丁目、十日市町（ただし3番は除く）、西太田町34番5号、耳原三丁目2番（ただし1号は除く）、西安威二丁目1番37・38号、西安威二丁目（1番37・38号は除く）、東安威一・二丁目、安威一丁目～四丁目、大字安威、大字桑原、大字大門寺、大字生保
	山手台小	山手台一丁目～七丁目、山手台東町、山手台新町一丁目～三丁目
	耳原小	耳原一丁目～三丁目（ただし三丁目2番は1号のみ）、南耳原一丁目2～7番、南耳原二丁目7～14番、南安威二丁目（ただし6番は除く）、上野町
	福井小	東福井一丁目～四丁目、西福井一丁目～四丁目、中河原町、室山一丁目（ただし3～7番は除く）・二丁目、豊原町4～15番、大字福井
	豊川小	宿久庄一丁目～七丁目、藤の里一丁目・二丁目、清水一丁目・二丁目、南清水町、豊川一丁目～五丁目、西豊川町、宿川原町（ただし1番は除く）、豊原町1～3番、室山一丁目3～7番、大字道祖本、大字清水、大字宿久庄
	彩都西小 郡山小	大字粟生岩阪、彩都あさぎ一丁目～七丁目、彩都やまがき一丁目～五丁目、彩都あかね 新郡山一丁目・二丁目、井口台
②東圏域	三島小	三島町、三島丘一・二丁目、総持寺一・二丁目（但し1番1号～5号及び25号は除く）、西河原一・二丁目、三咲町、総持寺駅前町15番（10～23号・201～404号）
	太田小	太田一丁目～三丁目、花園一丁目・二丁目、高田町、十日市町3番、東太田二丁目～四丁目、太田東芝町、東太田一丁目4～6番（ただし5番101～822号サニーハウスは除く）
	庄栄小	庄一丁目・二丁目、中総持寺町、総持寺駅前町（ただし15番10～23号・201～404号は除く）、総持寺二丁目1番1号～5号及び25号、橋の内二丁目7番1～20・101～508（オークタウン東茨木）、8番101～815号（イトーピア茨木）
	西河原小	東太田一丁目1～3番・5番101～822号（サニーハウス）、西太田町（ただし34番5号は除く）、西河原北町、五日市一丁目1・2番、城の前町、西河原三丁目、南耳原一丁目1番、南耳原二丁目1～6番
	東小	橋の内一丁目～三丁目（但し二丁目7番1～20・101～508（オークタウン東茨木）・8番101～815号（イトーピア茨木）は除く）、総持寺台、鮎川二丁目、学園南町、学園町
	白川小	鮎川一丁目・三丁目～五丁目、白川一丁目～三丁目、新堂一丁目～三丁目、目垣二丁目28番～32番
③西圏域	畑田小	春日四丁目、西田中町、松下町、畑田町、五日市一丁目（ただし1・2番は除く）・二丁目、五日市緑町
	春日小	春日一丁目～三丁目・五丁目、上穂東町、見付山一丁目・二丁目、西穂積町、郡一丁目11番7号、中穂積二丁目16番11号、上穂積一丁目～四丁目（ただし四丁目6番（1-101～508・2-101～506・3-101～509）・8番（4-101～509・5-101～510）は除く）
	春日丘小	西駅前町、中穂積一丁目～三丁目（ただし二丁目16番11号は除く）、北春日丘一丁目3番38号、下穂積三丁目、紫明園（ただし10番71～74号・11番は除く）
	郡小	郡一丁目（ただし11番7号は除く）～五丁目、上郡一丁目・二丁目、郡山一丁目・二丁目、下井町、宿川原町1番街区、上穂積四丁目（6番（1-101～508・2-101～506・3-101～509）・8番（4-101～509・5-101～510））、大字上穂積
	沢池小	南春日丘一丁目～七丁目、美穂が丘
	西小	北春日丘一丁目～四丁目（ただし一丁目3番38号は除く）、大字中穂積
	穂積小	松ヶ本町、下穂積一丁目・二丁目・四丁目、穂積台、紫明園10番71～74号・11番、宇野辺一丁目・二丁目、東宇野辺町
④中央圏域	中条小	駅前一丁目～四丁目、西中条町、下中条町、東中条町、新中条町、岩倉町、奈良町（ただし16・18・19番は除く）
	茨木小	田中町、上中条一丁目・二丁目、上泉町、片桐町、元町、大手町、新庄町、本町、東宮町、宮元町、大住町、竹橋町、永代町、戸伏町、別院町
	大池小	主原町、大池一丁目・二丁目、舟木町、稲葉町、園田町、星見町（1～17番）、大同町
	中津小	中津町、中村町、双葉町、末広町、寺田町、桑田町、五十鈴町
⑤南圏域	玉島小	目垣一丁目・目垣二丁目（28～32番は除く）・目垣三丁目、南目垣一丁目～三丁目、東野々宮町、星見町（1～17番は除く）、平田一丁目・二丁目、玉島一丁目・二丁目、玉島台、平田台、野々宮一丁目・二丁目、宮島一丁目1番、真砂二丁目（ただし1～4番、9～16番は除く）真砂三丁目（ただし1番、4～11番は除く）、玉瀬町（41～43番のみ）、小柳町（4～9番のみ）、若園町24番（ただし2～4号・6～7号・19～21号は除く）・26番（ただし11～21号は除く）、27番（ただし17～22号は除く）・28番・29番（ただし1～2号・14～18号は除く）・30～38番、真砂玉島台
	玉櫛小	玉櫛一丁目・二丁目、玉水町、水尾二丁目1～8番、水尾三丁目1～8番、真砂一丁目（1、3～5、9～11番のみ）、沢良宜東町
	天王小	天王一丁目・二丁目、蔵垣内一丁目～三丁目、大正町、丑寅一丁目・二丁目、沢良宜西一丁目～四丁目
	葦原小	真砂一丁目（ただし1、3～5、9～11番は除く）・三丁目（1番、4～11番のみ）、新和町、沢良宜浜一丁目～三丁目、島一丁目～四丁目、宮島一丁目2・3番街区、宮島二丁目・三丁目、小柳町（ただし4～9番は除く）、高浜町、横江一丁目・二丁目
	東奈良小	小川町、若草町、奈良町16・18・19番、美沢町、東奈良一丁目～三丁目
	水尾小	水尾一丁目、水尾二丁目9～15番、水尾三丁目9～18番、水尾四丁目、若園町（ただし24番は2～4号、6～7号、19～21号のみ、26番は11～21号のみ、27番は1号、17～22号のみ、29番は1～2号、14～18号のみ、なお28番・30～38番は除く）、真砂二丁目（1～4番、9～16番のみ）、並木町、玉瀬町（ただし41～43番は除く）

# 日常生活圏域

エリア	圏域
清溪	北
忍頂寺	
山手台	
安威	
福井	
耳原	
豊川	
郡山	
彩都西	
太田	東
西河原	
三島	
庄栄	
東	東
白川	
春日	西
郡	
畑田	
沢池	
西	
春日丘	西
穂積	
茨木	中央
中条	
大池	
中津	
天王	南
東奈良	
玉櫛	
水尾	
玉島	
葦原	
天王	
東奈良	
水尾	
玉櫛	
玉島	
葦原	

